

身体障害者旅客運賃割引規程

近 江 鉄 道 株 式 会 社

身体障害者旅客運賃割引規程

制 定 1952年6月1日
最終改正 2025年4月1日

(適用範囲)

第1条 この規程は、身体障害者が、単独で又は介護者とともに当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線を乗車する場合に適用する。

(身体障害者)

第2条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（自治体により発行されたカード様式のものを含む。）の交付を受けている者、若しくはスマートフォン用アプリケーション等で身体障害者手帳と紐づいた電磁的記録を所持する者で、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 視覚に障害がある者
- (2) 聴覚又は平衡機能に障害がある者
- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者
- (4) 肢体不自由者
- (5) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝機能に障害がある者

(注) 身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。

「身体障害者手帳の様式等について」(平成31年 3 月 29 日障発0329第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) により示された様式

ア 紙様式 (例)

(第一面)

(第二面)

(第三面)

注) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください					現 住 所	本人の欄
					転入年月日	
					福祉事務所 又は町村長の印	

(第四面)

				氏 名	保護者の欄
				続 柄	
				現 住 所	
				保護者と なった年 月日	
				福祉事務所 又は町村長の印	

(第五面)

身体障害者等級表による級別 級	障 害 名
---	----------------------

(第六面)

備考

イ カード様式

(表)

Dimensions: 85.60mm (width), 53.68mm (height), 27.5mm (photo area height), 22mm (photo area width), 12mm (margin), 2mm (border).

写 真	身体障害者手帳		
	都道府県(市)	第	号
	交付日	年	月 日
	氏名	年	月 日
	生年月日	年	月 日
	住所		
障害名			
障害程度等級		都道府県(市)	
旅客鉄道株式会社			
旅客運賃減額 第一種・第二種身体障害者			
印			

(裏)

備考 (注) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。

2 前項の身体障害者を別表に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に区分する。

(介護者)

第3条 身体障害者が第1種身体障害者および定期乗車券を使用する12歳未満の第2種身体障害者であるときは、別に定める場合を除き身体障害者1人に対して1人の介護者を付けることができる。

2 前項の介護者は当社係員により介護能力があると認められる者であつて、その購求する乗車券の種類、乗車区間および通用期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購求するものでなければならない。

3 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に定める補助犬については、これを介護者とみなすことができる。

(割引乗車券の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 普通乗車券 | 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する |
| (2) 定期乗車券 | 第1種身体障害者および12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する |
| (3) 回数乗車券 | 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する |

- 2** 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

- 第5条** 身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の区間は、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の通算営業キロが100キロメートルを超える区間に限る。

(割引率)

- 第6条** 身体障害者および介護者に対する割引率は5割とし、10円未満のは数を切捨てて10円単位とした額（以下「は数計算」という。）とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

(注) 身体障害者が6歳未満のため無賃であっても介護者に対しては所定の割引を行う。

- 2** 連絡乗車券における割引の計算方法は、「連絡運輸取扱規程」による。

(介護者の同行)

第7条 介護付用乗車券は、身体障害者とその介護者が同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(発行方)

第8条 身体障害者が身体障害者手帳等を呈示して乗車券の購求を申出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ相当乗車券面（往復乗車券及び回数乗車券については各券片。）に次の表示をして発売する。

(1) 身体障害者に対する乗車券

④ 直径約1.5センチメートル

身体障害者が単独で購求する場合

⑤ 直径約1.5センチメートル

(2) 介護者に対する乗車券

⑥ 直径約1.5センチメートル

(注) 介護付用乗車券として小児用定期乗車券を発売する場合は、旅客運賃を割引きしないが、乗車券面に④又は⑥の表示をする。

2 車掌省略列車にあつては、身体障害者手帳の確認をしたうえで普通旅客については割引の運賃額を収受する。

(旅客運賃払戻し及び乗車変更)

第9条 介護付用乗車券の旅客運賃払戻し及び乗車変更は、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについてともに行う場合でなければ取扱いをしない。

(身体障害者手帳の携帯)

第10条 身体障害者又はその介護者は、乗車券購求の際及び乗車中は身体障害者手帳を携帯して、当社係員の請求があつたときはいつでも呈示しなければならない。

(その他の取り扱い)

第11条 前各条の規定以外の取扱い方は旅客営業規則及び旅客営業取扱細則による。

附則

(制定・改廃)

1952年 6月 1日	制定
1959年 2月 1日	一部改正
1982年 7月20日	一部改正
1989年10月 5日	一部改正
1990年 2月 1日	一部改正
2007年 4月 1日	一部改正
2009年12月24日	一部改正
2019年 2月20日	一部改正
2020年 4月 1日	一部改正
2022年 4月 1日	一部改正
2024年 3月 5日	一部改正
2025年 4月 1日	一部改正

別表

身体障害者の範囲及び種別の区分

障害種別			等級及び割引種別	第 1 種身体障害者 (本人及び介護者)	第 2 種身体障害者 (本人)
視 覚 障 害				1 級から 3 級及び 4 級の 1	4 級の 2、4 級の 3、 5 級及び 6 級
聴覚又は平衡機能の障害	聴 覚 障 害			2 級及び 3 級	4 級及び 6 級
	平 衡 機 能 障 害			-----	3 級及び 5 級
音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障害				-----	3 級及び 4 級
肢 体 不 自 由	上 肢			1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	2 級の 3、2 級の 4 及び 3 級から 6 級
	下 肢			1 級、2 級及び 3 級の 1	3 級の 2、3 級の 3 及び 4 級から 6 級
	体 幹			1 級から 3 級	5 級
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上 肢 機 能		1 級及び 2 級	3 級から 6 級
		移 動 機 能		1 級から 3 級	4 級から 6 級
心臓、じん臓、呼吸器若しくは小腸、ぼうこう若しくは直腸の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害又は肝機能の障害			心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害	1 級、3 級及び 4 級	-----
			ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級	4 級
			ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害又は肝機能の障害	1 級から 4 級	-----

(注 1) 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号（平成 30 年 7 月 1 日現在）によるものである。

(注 2) 上記左欄に掲げる障害を 2 つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第 1 種身体障害者欄に準ずる者も第 1 種身体障害者とする。